

第5章 基本計画  
第3節 真庭市民の誇りと責任

## 総合計画改訂 新旧対照表（第3節 真庭市民の誇りと責任）

現行計画	改訂案
<p><b>第3節 真庭市民の誇りと責任</b></p> <p>自分に誇りを持ち、互いに尊重し合う「真庭市」になること。主権者として責任ある判断と行動をし、「真庭市の経営」に関わること。そのためには、「真庭市」について知り、良さを認めること。これが、将来の真庭市民のために「まず最初にできること」です。</p>	<p><b>第3節 真庭市民の誇りと責任</b></p> <p>自分に誇りを持ち、互いに尊重し合う「真庭市」になること。主権者として責任ある判断と行動をし、「真庭市の経営」に関わること。そのためには、「真庭市」について知り、良さを認めること。これが、将来の真庭市民のために「まず最初にできること」です。<b>そして、少し広い視点を持ち日本全体や世界のことを考え、一人ひとりが地球市民として新たな一歩を踏み出すことで「まち」の可能性が広がります。</b></p>
<p><b>第1項 だれもが尊重され存在を認め合う</b></p>	<p><b>第1項 誰もが尊重され存在を認め合う</b></p>
<b>現状と課題</b>	
<p><b>●誇り・自尊心・矜持</b></p> <p>自分と「まち」を大切に思い、<b>他人を尊重できる</b>「ひと」になるためには、真庭市の価値を認め、将来に希望と誇りを持ち、自信を持って社会の中で生きることが重要です。</p>	<p><b>削除</b></p> <p>自分と「まち」を大切に思い、<b>人に寄り添い、共に育ち、多彩で豊かな人生を応援しあうことができる</b>「ひと」になるためには、真庭市の価値を認め、将来に希望と誇りを持ち、自信を持って社会の中で生きることが重要です。</p>
<p><b>●平和・人権施策の推進</b></p> <p>平和・人権施策については、これまでも積極的に取り組んできましたが、<b>いまだに古い因習にとらわれている面や、</b>性差や身体的、社会的条件などによる差別意識<b>が存在しています。</b>特に、固定化された男女の役割についての理解が<b>進んでおらず、性差に関係なくだれもが地域や社会の中で活躍することの妨げ</b>となっています。あらゆる機会を通じた平和を大切に思う心と人権意識の醸成が非常に重要です。</p>	<p><b>削除</b></p> <p>平和・人権施策については、これまでも積極的に取り組んできましたが、性差や身体的、社会的条件などによる差別意識<b>・固定観念が解消されていません。</b>特に、固定化された男女の役割<b>や性的少数者</b>についての理解が<b>不十分で、誰もが地域や社会の中で安心して暮らし、活躍していくことへの妨げ</b>となっています。あらゆる機会を通じた平和を大切に思う心と人権意識の醸成が非常に重要です。 <b>また、情報化社会の進展やSNS等の情報発信・コミュニケーション手段の普及により、誰もが多様な意見や情報を発信することが保障されていますが、一方では、人権侵害や犯罪の被害者への対応が課題となっています。</b></p>
<b>施策の方向性と目標</b>	
<p>■ 学校や地域などあらゆる場で、真庭市を知り、誇りを高めるための情報や学習機会の提供を市民と協働で<b>進めます。</b></p>	<p><b>●誇り・自尊心・矜持</b></p> <p>■ 学校や地域などあらゆる場<b>や生涯にわたるあらゆる段階で、</b>真庭市を知り、誇りを高めるための情報や学習機会の提供を市民と協働で<b>進め、知の循環型社会を構築していきます。</b></p>
<p>■ 平和への想いを次世代へ継承する教育と平和の価値を積極的に評価する社会を実現します。</p> <p>■ 子ども、<b>高齢者、障がい者、外国籍市民等に対する差別、</b>いじめ、虐待等の解消に向け、地域や学校、市内の関連団体等と連携し教育・啓発活動を進めます。</p> <p>■ 性差に関わらず<b>だれもが</b>自分の意思により社会のあらゆる分野に参画し共に責任を担えるよう、男女平等意識の醸成に努め、男女の社会的役割の固定化解消を進めます。</p>	<p><b>●平和・人権施策の推進</b></p> <p>■ <b>環境・貧困・人権・平和などの社会問題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、新たな価値観や行動を生み出す E S D（持続可能な開発のための教育）の観点も踏まえ、様々な課題に総合的に取り組んでいきます。</b></p> <p>■ 平和への想いを次世代へ継承する教育と平和の価値を積極的に評価する社会を実現します。</p> <p>■ 子ども、<b>熟年者、病気や障がい、性、国籍に起因するものなど、</b>あらゆる差別<b>やいじめ、虐待等の解消</b>に向け、地域や学校、市内の関連団体等と連携し教育・啓発活動を進めます。</p> <p>■ <b>差別やDV、犯罪などの被害防止対策と、被害者への相談支援を関係機関との連携により推進します。</b></p> <p>■ 性差に関わらず<b>誰もが</b>自分の意思により社会のあらゆる分野に参画し共に責任を担えるよう、男女平等意識の醸成に努め、男女の社会的役割の固定化解消を進めます。<b>さらに、LGBT s などにも配慮した、ジェンダー平等の実現に努めます。</b></p>

現行計画	改訂案
<p>■ ライフスタイルやライフステージに応じた生活や生き方を支援するため、職場・家庭・地域における「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向け、<b>社会制度構築や啓発事業</b>を進めます。</p> <p>■ <b>だれもが</b>、自分の役割があると実感でき、役割を選べるような「まち」づくりを進めていきます。特に、熟年者、女性、障がい者<b>など全ての「ひと」</b>が、社会参加できるさまざまな施策・事業と仕組みづくりを進めていきます。</p> <p>■ 異なる文化や新しい価値観、違う考えを理解し受け入れられるよう、「ひと」と地域の意識と許容性の醸成に努めます。</p>	<p>● <b>それぞれのライフスタイルを許容する「ひと」づくり（共生社会の推進）</b></p> <p>■ <b>誰もが</b>、自分の役割があると実感でき、役割を選べるような「まち」づくりを進めていきます。特に、熟年者、女性、障がい者、<b>性的少数者などあらゆる「ひと」</b>が、社会参加できるさまざまな施策・事業と仕組みづくりを進めていきます。</p> <p>■ ライフスタイルやライフステージに応じた生活や生き方を支援するため、職場・家庭・地域における「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向け<b>た啓発や施策・事業</b>を進めます。</p> <p>■ 異なる文化や新しい価値観、違う考えを理解し受け入れられるよう、「ひと」と地域の意識と許容性の醸成に努めます。</p>
<b>ひとまち</b>	
● 差別や偏見を許さない地域社会の風土をつくる	
● <b>性差による</b> 差別の解消と女性の活躍の場を拡充する	
● 平和の理解、人権擁護の取組みが様々な場面で実施される「まち」を構築する	● 平和の理解、人権擁護の取組みが様々な場面で実施される <b>共生の「まち」</b> を構築する
	● 差別や偏見を許さない地域社会の風土をつくる
	● <b>性差やジェンダー、LGBTs 等に起因する</b> 差別の解消と女性の活躍の場を拡充する
<b>市役所</b>	
● ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発、企業等への働きかけを強化する	
● 地域、学校、市内外の <b>関連団体との連携体制を構築し、平和の理解、人権擁護活動の推進体制を発展強化する</b>	● 地域、学校、市内外の <b>関係機関と連携し、平和への理解と人権啓発・擁護活動を推進する</b>
● 関係団体、関係部署と <b>連携による</b> 生活総合相談体制を充実する	● 関係団体、関係部署との <b>連携を深め、</b> 生活総合相談体制を充実する
● 異文化への理解や多文化共生等に関する学習機会を提供する	● 異文化への理解や多文化共生等に関する学習機会を提供する
	● ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発、企業等への働きかけを強化する
<b>実施のための政策体系</b>	
<b>経済産業ビジョン（仮称）</b>	<b>経済産業ビジョン</b>
<b>連携する施策</b>	
<b>第2項 「市の主権者」「地域の人」として意識し行動する</b>	<b>第2項 「市の主権者」「地球市民」「地域の人」として意識し行動する</b>
<b>現状と課題</b>	
● <b>コミュニティの再構築と協働のまちづくりの推進（縦軸と横軸、自助と共助のネットワーク）</b>	<b>削除</b>
● <b>市民としての権利と義務の自覚</b>	<b>削除</b>
負担の公平性を確保するための、「市民の権利と義務（シチズンシップ）」について正しく認識し行動する市民意識と社会規範の向上のための教育・学習、意識啓発が重要です。特に、 <b>市税や使用料などの行政サービスの対価を負担する義務感が低下しています。</b>	負担の公平性を確保するための、「市民の権利と義務（シチズンシップ）」について正しく認識し行動する市民意識と社会規範の向上のための教育・学習、意識啓発が重要です。特に、 <b>政治参加の重要な機会である各種選挙において、投票率の低下傾向が続いています。また、選挙権年齢・成年年齢の引き下げに伴い、若者の主権者教育のニーズが高まっています。</b>

現行計画		改訂案	
<b>施策の方向性と目標</b>			
<p>■ 生活上の課題や地域課題が生じたとき、まず「自分でできること・家族でできること（自助）」「地域でできること（共助）」をみんなで考え、「できること」を実現するため、地域の「つながり」を大切にしたい支援体制を充実させます。</p> <p>■ 縦軸と横軸が真庭市を広く包み込み、「ひと」が市の経営の担い手として活動しやすくなるように、<b>市民活動支援プラザと交流定住センターとの連携を強化し、相談窓口の拡充やネットワークづくりを支援</b>します。</p> <p>■ 「まち」の中で「地域でできること」と「市民活動としてできること」を具体的に示し、情報提供や活動拠点の提供、担い手の発掘・育成などの活動支援体制を充実させます。</p> <p>■ 熟年者・女性・障がい者など、<b>だれもが</b>地域や市民活動の担い手として活躍できる仕組みづくりを支援していきます。</p> <p>■ 地域通貨など、縦軸と横軸の活動を評価し、その対価を市内で連携と循環させることで「ひと」の活動を支援できる仕組みを市民と一緒につくってきます。</p>		<p>● <b>コミュニティの再構築と協働のまちづくりの推進（縦軸と横軸、自助と共助のネットワーク）</b></p> <p>■ 地域課題に対する地域の特性に合った解決策を見出し実践する担い手を育てるために、様々な人や団体・組織と連携し、ESDを推進していきます。</p> <p>■ 生活上の課題や地域課題が生じたとき、まず「自分でできること・家族でできること（自助）」「地域でできること（共助）」をみんなで考え、「できること」を実現するため、地域の「つながり」を大切にしたい支援体制を充実させます。</p> <p>■ 縦軸と横軸が真庭市を広く包み込み、「ひと」が市の経営の担い手として活動しやすくなるように、<b>市民活動を支援するとともに、交流定住・移住の相談窓口を充実させ、地域、市民活動、移住者等のネットワークづくりを支援</b>していきます。</p> <p>■ 「まち」の中で「地域でできること」と「市民活動としてできること」を具体的に示し、情報提供や活動拠点の提供、担い手の発掘・育成などの活動支援体制を充実させます。</p> <p>■ 熟年者・女性・障がい者・<b>性的少数者</b>など、<b>誰もが</b>地域や市民活動の担い手として活躍できる仕組みづくりを支援していきます。</p> <p>■ 地域通貨など、縦軸と横軸の活動を評価し、その対価を市内で連携と循環させることで「ひと」の活動を支援できる仕組みを市民と一緒につくってきます。</p>	
<p>■ 市民の権利と義務について、ライフステージに応じた実践的で能動的な学習・教育の機会を、学校・家庭・地域などさまざまな場で提供します。</p> <p>■ 「受益と負担のバランス」、「負担の公平性確保」といった基本的な社会規範の徹底と、そのことが行政サービスの充実につながることに理解を求める情報提供、啓発、広報活動に努めます。</p>		<p>● <b>市民としての権利と義務の自覚</b></p> <p>■ 市民の権利と義務について、ライフステージに応じた実践的で能動的な学習・教育の機会を、学校・家庭・地域などさまざまな場で提供します。</p> <p>■ <b>選挙権年齢・成年年齢の引き下げに伴い、若者が、社会・地域の一員としての自覚を持ち、主権者として責任のある判断と行動ができるよう主権者意識の醸成に努めます。</b></p> <p>■ 「受益と負担のバランス」、「負担の公平性確保」といった基本的な社会規範の徹底と、そのことが行政サービスの充実につながることに理解を求める情報提供、啓発、広報活動に努めます。</p>	
<b>実施のための政策体系</b>			
教育振興基本計画	文化振興計画	教育振興基本計画	文化芸術推進計画